

○厚生労働省告示第百八十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二第二項第一号（同法第二十四条の二十四第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年四月一日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表第1の1のイの(1)中「730単位」を「737単位」に改め、同イの(2)中「619単位」を「625単位」に、「1,430単位」を「1,444単位」に、「730単位」を「737単位」に改め、同イの(3)中「536単位」を「541単位」に、「940単位」を「950単位」に、「730単位」を「737単位」に改め、同イの(4)中「730単位」を「737単位」に改め、同イの(5)中「613単位」を「619単位」に改め、同イの(6)中「551単位」を「557単位」に改め、同イの(7)中「534単位」を「539単位」に改め、同イの(8)中「516単位」を「521単位」に改め、同イの(9)中「498単位」を「503単位」に改め、同イの(10)中「481単位」を「486単位」に改め、同イの(11)中「462単位」を「467単位」に改め、同イの(12)中「460単位」を「465単位」に改め、同イの(13)中「459単位」を「464単位」に改め、同イの(14)中「457単位」を「462単位」に改め、同イの(15)中「455単位」を「460単位」に改め、同イの(16)中「453単位」を「458単位」に改め、同イの(17)中

「449単位」を「454単位」に改め、同への(8)中「446単位」を「451単位」に改め、同への(6)中「443単位」を「447単位」に改め、同への(20)中「440単位」を「444単位」に改め、同への(21)中「437単位」を「441単位」に改め、同への(1)中「725単位」を「732単位」に改め、同への(2)中「668単位」を「675単位」に改め、同への(3)中「641単位」を「647単位」に改め、同への(4)中「616単位」を「622単位」に改め、同への(5)中「589単位」を「595単位」に改め、同への(6)中「562単位」を「568単位」に改め、同への(7)中「882単位」を「891単位」に改め、「669単位」を「676単位」に改め、同への(8)中「601単位」を「607単位」に改め、「669単位」を「676単位」に改め、同への(9)中「499単位」を「504単位」に改め、「1,047単位」を「1,058単位」に改め、「669単位」を「676単位」に改め、同への(10)中「457単位」を「462単位」に改め、「868単位」を「877単位」に改め、「669単位」を「676単位」に改め、同への(11)中「427単位」を「431単位」に改め、「793単位」を「801単位」に改め、「669単位」を「676単位」に改め、同への(12)中「398単位」を「402単位」に改め、「669単位」を「676単位」に改め、同への(13)中「550単位」を「556単位」に改め、同への(14)中「488単位」を「493単位」に改め、同への(15)中「474単位」を「479単位」に改め、同への(16)中「459単位」を「464単位」に改め、同への(17)中「444単位」を「448単位」に改め、同への(18)中「429単位」を「433単位」に改め、同への(19)中「413単位」を「417単位」に改め、同への(20)中「882単位」を「891単位」に

「665単位」や「672単位」のほか、回りの⑳中「620単位」や「626単位」及び「665単位」や「672単位」のほか、回りの㉑中「620単位」や「626単位」及び「1,412単位」や「1,426単位」及び「665単位」や「672単位」のほか、回りの㉒中「500単位」や「505単位」及び「1,040単位」や「1,050単位」及び「665単位」や「672単位」のほか、回りの㉓中「460単位」や「465単位」及び「866単位」や「875単位」及び「665単位」や「672単位」のほか、回りの㉔中「424単位」や「428単位」及び「748単位」や「756単位」及び「665単位」や「672単位」のほか、回りの㉕中「401単位」や「405単位」及び「665単位」や「672単位」及び「回りの㉖中「592単位」や「598単位」のほか、回りの㉗中「547単位」や「553単位」のほか、回りの㉘中「485単位」や「490単位」のほか、回りの㉙中「471単位」や「476単位」のほか、回りの㉚中「457単位」や「462単位」のほか、回りの㉛中「442単位」や「446単位」のほか、回りの㉜中「427単位」や「431単位」のほか、回りの㉝中「412単位」や「416単位」のほか、回りの㉞中「705単位」や「712単位」のほか、回りの㉟中「696単位」や「703単位」のほか、回りの㊱中「684単位」や「691単位」のほか、回りの㊲中「671単位」や「678単位」のほか、回りの㊳中「第9の1の注1に規定する指定共同生活介護（以下「指定共同生活介護」という。）」や「第15の1の注1に規定する指定共同生活援助」及び「第16の1の注1に規定する指定共同生活援助（以下「指定共同生活援助」という。）」や「第15の1の2の注6に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」のほか。

別表第2の1のイの(1)中「318単位」を「321単位」に改め、同イの(2)中「146単位」を「147単位」に改め、同イの(3)中「867単位」を「875単位」に改め、同1のロの(1)中「122単位」を「123単位」に改め、同ロの(2)中「867単位」を「875単位」に改める。